

(別紙 7-2)

**蒲郡市民病院新棟等実施設計技術協力業務委託
蒲郡市業務委託契約約款 特記事項 (案)**

第 1 条 発注者及び受注者は、「蒲郡市民病院新棟等実施設計技術協力業務委託契約書」(以下「技術協力業務委託契約書」という。)の締結に伴い、以下の合意文書を締結予定である。

・令和〇年〇〇月〇〇日締結予定

「蒲郡市民病院新棟等整備工事及び蒲郡市民病院エネルギー棟機器改修工事に関する基本協定書」

・令和〇年〇〇月〇〇日締結予定

「蒲郡市民病院新棟等整備工事及び蒲郡市民病院エネルギー棟機器改修工事に関するパートナーシップ協定書」

・完成した実施設計の設計責任は、設計者が負う。しかしながら、上記の経緯から、受注者が施工予定者として提案し、発注者により採用された V E 提案を実施設計に反映させる等のため、受注者が確認申請上のその他の設計者となった場合については、受注者も実施設計への関与度合いに応じた設計責任を負うものとする。ただしその範囲は、技術協力業務委託契約書に定める責任の範囲内である。

第 2 条 本特記事項末尾記載の本プロポーザル公告時配布資料記載の事項のうち実施設計段階に該当する事項は、本契約内容に含まれるものとする。ただし、本プロポーザル公告時配布資料記載の事項のうち、その後、技術協力業務委託契約書の締結等により文書で合意した内容については、合意した内容が本プロポーザル公告時配布資料の内容より優先するものとする。

第 3 条 受注者が令和〇年〇〇月〇〇日付けで提出した技術提案書記載事項のうち実施設計段階に該当する事項は、本契約内容に含まれるものとする。また、原則として技術提案書記載の各事項の履行が完了した時点で履行報告書を提出する。なお、技術提案書記載事項のうち、技術提案が履行されない場合又は履行を確認ができない場合の詳細な取扱いについては、「第 1 3 その他 5 施工予定者(受注者)の技術提案の履行に関する事項」による。これによりがたい場合は、発注者と受注者で協議の上、発注者にて決定する。

第 4 条 実施設計段階において賃金又は物価の変動に基づき工事費上限額を変更する場合は、以下の通りとする。

発注者又は受注者は、実施設計段階で技術協力業務委託契約書の締結日から6か月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により工事費上限額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して工事費上限額の変更を一度だけ請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前工事費と変動後工事費との差額のうち変動前工事費の1000分の15を超える額につき、工事費上限額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前工事費と変動後工事費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が第1項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第5条 文書の優先順位は本特記事項が最優先であり、蒲郡市公共工事請負契約約款より本特記事項が優先する。

(本プロポーザル公告時配布資料)

蒲郡市業務委託契約約款

以上